

学部学生が対象
(外国人留学生を除く)

令和2年度 10月在学採用
(給付型奨学金＋授業料等減免)
申請要領確認票

所属学部等	年次	学籍番号	申請者氏名(フリガナ)
			()

申請に必要な書類は以下のとおりです。書類が整ったものについて、「整備」欄に○を付してください。

提出条件	整備	書類の種類・名称等
Ⅰ 必須		授業料免除申請票
		申請書類確認票(この用紙)
		給付奨学金確認書(原本)
		スカラネット入力準備用紙のコピー
		「通帳のコピー」銀行名, 支店名, 口座名義が確認できる箇所のコピー
		学修計画書
		授業料等減免申請書
		マイナンバー提出書(直接 日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。)
Ⅱ 該当する場合は必須		「成績証明書」(新入生が提出)
		給付奨学金 提出書類送付表(該当者のみ)
		申込者本人の「令和2年度課税証明書」(コピー可)
		「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等
		「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)
		マイナンバーに代わる提出書類
		海外居住者のための収入等申告書
Ⅲ 他の		その他参考となる証明書 ()
		その他参考となる証明書 ()

【申請に当たっての注意事項】

○提出書類は一切返却できません。問い合わせに迅速に対応できるよう必ずコピーを保管してください。

○書類が不備な場合は申請を受付けできませんので、書類をよく確認の上、不備のないよう提出してください。

【新制度】 令和2年度 10月在学採用(給付型奨学金＋授業料等減免) 申 請 要 領

1. 新制度の概要

○給付型奨学金＋授業料減免

高等教育の修学支援新制度を受けるには、あらかじめ日本学生支援機構の給付型奨学金の申し込みを行います。選考の結果、日本学生支援機構給付型奨学生となれば、その結果が授業料減免の結果となります。

選考の結果、第Ⅰ区分(全額)・第Ⅱ区分(2/3額)・第Ⅲ区分(1/3額)のいずれかに該当となれば、給付型奨学金と授業料減免が受けられることになります。

2. 支援対象者の要件(基準)

(1)から(3)のいずれにも該当する人が支給対象となります。

(1)学業成績等に係る基準

① 1年生…次のア～ウのいずれかに該当すること

ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学習計画書等により確認できること

② 2年生以上

ア GPA(平均成績)が在学する学部学科における上位1/2の範囲に属すること

イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数

但し、学業成績が「廃止」の区分に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可

【廃止区分】

・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。(過去に留年した者)

・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。

・履修科目の授業への出席率が5割以下であること。その他の学修意欲が著しく低い状況にあるとみとめられること。

(2)家計に係る基準

① 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

具体的には、以下の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)のいずれかに該当すること

【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額※の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

※支給額算定基準額(a)＝課税標準額×6%－(調整控除額＋調整額)(b)(100円未満切り捨て)

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額＋調整額)に4分の3を乗じた額となります。

また、日本学生支援機構ホームページ内の「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>で、収入基準に該当するかおおよその確認ができますのでご利用ください。

② 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（不動産、負債は対象としない）の合計額が基準額未満であること（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）
※資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要です。

(3) その他の基準

① 大学等への入学時期等に関する要件

次のA～Cのいずれかに該当する人

A 高等学校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずる者

B 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む）であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの

C 以下のa～cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の過程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

（ア）外国において学校教育における12年の過程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者

（イ）文部科学大臣が高等学校の過程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（ウ）文部科学大臣の指定した者

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

（ア）学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

（イ）学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた者

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者

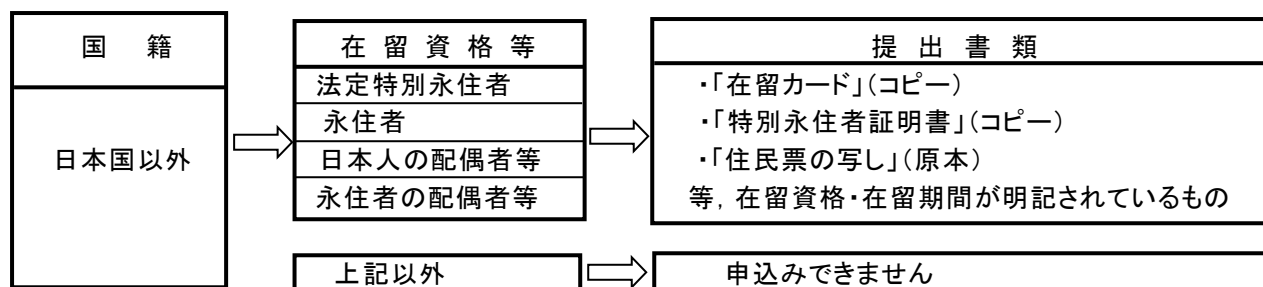
（ア）大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達した者

（イ）専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達した者

② 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。



3. 申込みの流れ

申込は、必要書類を在学学校に提出した後、インターネット(「スカラネット」と呼んでいます)を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学学校から指定された期限までに行わなければなりません。

申込関係書類の受け取り(奨学金の申請案内を発送しますので、群馬大学HPで送り先の住所を入力、期限8月5日(水))、「給付奨学金確認書」を作成→「スカラネット入力下書き用紙」の記入、授業料等減免申請書等提出書の作成・取得→申込書類を郵送で提出(※1)→識別番号の確認(9月1日以降にユーザーIDとPWパスワードをGメールで配付)→スカラネットでの申込入力→スカラネット入力完了→マイナンバーの送付→審査・判定→判定決定→結果通知(※2, 3)

※1)必要書類は、以下4に示す指定の期日・提出先に郵送(簡易書留又はレターパック)してください。

※2)結果は、12月中旬頃に、Gメールアドレスに通知する予定です。

※3)判定結果が2/3額免除、1/3額免除または不許可の場合は、12月下旬に支払いが必要です。

4. 申請(受付)期間等

「郵送受付期間及び提出先」を参照。

5. 必要書類と提出先

I. 提出条件が「必須」の書類

(1)「給付奨学金確認書(原本)」

機構の諸規定を確認のうえ遵守することを約束する書類

※第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、貸与額が調整されることを承諾する旨記載あり。記入例を確認しながら、記入・署名・押印をして提出。

提出先→各地区担当窓口(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(2)「スカラネット入力準備用紙のコピー」

スカラネット入力準備用紙に入力内容を下書きしてください。そのコピーを郵送してください。受領後、入力する内容を確認します。確認後、スカラネット入力用のIDとPWをメールで通知します。(9月1日以降)スカラネット入力期限9月18日(金)

提出先→各地区担当窓口(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(3)「通帳のコピー」銀行名、支店名、口座名義が確認できる箇所のコピー

奨学金振込口座の学生本人名義の通帳のコピーを提出してください。通帳を1枚めくると銀行名・支店名・口座名義が表示されていますので、その箇所のコピーをとってください。

【以下は利用できません】

農協、信託銀行、外資系銀行

インターネット銀行(楽天銀行・ジャパンネット銀行)

その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等)

※学生本人以外の名義口座、貯蓄預金口座もダメです。

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(4)「学修計画書」

明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めるため、学修計画書を提出してください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(5)「成績証明書」(新入生が提出)

・学部1年生は出身高校の証明を受けて提出してください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

・編入学生は、出身大学等の学業成績証明書を提出。

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(6)「授業料等減免申請書」

下欄の給付奨学金の申込の受付番号は、スカラネット入力後に表示されるものです。スカラネット入力前に提出するため、後日、スカラネット入力後に受付番号を、各地区提出先の担当窓口へご連絡ください。

(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(7)マイナンバー提出書

なお、マイナンバーの提出ができない場合は(申請書類)【群馬大学HPに掲載】を提出してください。

○マイナンバー提出書→機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類

○番号確認書類→・申請者本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類

・申込者本人の身分証明書

○身元確認書類→申込者本人の身分証明書類

【マイナンバーの提出に関するお問い合わせ】

0570-001-237(ナビダイヤル)

提出先→日本学生支援機構(専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により学生等が直接郵送)

スカラネット入力後1週間以内に提出 最終提出期限9月25日(金)

Ⅱ. 提出条件が「該当する場合は必須」の書類

(8)申込者本人の「令和2年度課税証明書」(コピー可)

送付文も提出してください。(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

申込者本人の令和元年分(平成31年1月～令和元年12月)の1年間の所得が以下に該当する場合のみ提出
(未成年の場合)125万円(額面の収入約200万円)を超える人

(成年の場合)35万円(額面の収入約100万円)を超える人

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(9)「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等

送付文も提出してください。(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

外国籍の人のみ提出が必要

申込資格を満たしている証明書類

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

(10)「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」
(児童相談所発行)

送付文も提出してください。(様式は、(申請書類)【群馬大学HPに掲載】)

18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可

提出先→各地区担当窓口学校(提出期限 9月15日(火)郵送必着)

6. 支給額

学校種別	区分	国公立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,000円)	44,500円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

7. 採用後の手続き

①「自宅外通学であることの証明書類」の提出(自宅外選択者のみ)

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。

※自宅外月額を支給を受ける人は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピーを提出する必要があります。

②「誓約書」の提出

採用後、給付奨学生本人が受ける給付奨学生の支給の条件等を確認するために作成します。

③適格認定(家計)

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバーにより取得)やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しを行います。

※確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まり、支給額が変わることがあります。

※申込者は全員マイナンバーを提出する必要がありますが、特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。書類不備があると支給が止まります。

④適格認定(学業成績等)

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

※次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。(懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。)

(1)退学・定額(無期又は3カ月以上)の処分を受けた場合

(2)修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合

(3)修得単位数が標準の5割以下の場合

(4)出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

(1)修得単位数が標準の6割以下の場合

(2)GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合(次のア、イに該当する場合を除く)

ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合

イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

(3)出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

⑤在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的に報告を求めます。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

令和2年度≪後期≫授業料免除申請書の郵送受付期間及び提出先

受付地区	申請希望学生所属等区分			郵送受付期間	郵送提出先(担当課・係・連絡先)
荒牧地区	共同教育学部			【授業料免除・徴収猶予】 8月24日(月)～ 9月15日(火)郵送必着	群馬大学 学務部 学生支援課 学生生活係 〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 TEL 027-220-7141 TEL 027-220-7144 E-mail: kk-gkosei2@jimu.gunma-u.ac.jp
	特別支援教育特別専攻科				
	教育学研究科				
	社会情報学部				
	社会情報学研究科				
	医 学 部	1 年 生			
	理工学部	1 年 生			
昭和地区	医 学 部	医 学 科	2～6年生	【10月入学料免除・徴収猶予 (10月入学の授業料免除も含む)】 10月2日(金)郵送必着	群馬大学 昭和地区事務部 学務課 学事・学生支援係 〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22 TEL 027-220-7796 E-mail: kk-mgakumu7@jimu.gunma-u.ac.jp
		保健学科	2～4年生		
	医学系研究科				
	保健学研究科				
桐生・太田地区	理工学部	2～4年生		群馬大学 理工学部 学生支援係 〒376-8515 桐生市天神町1-5-1 TEL 0277-30-1042 E-mail: kk-kogaku4@jimu.gunma-u.ac.jp	
	理工学府	博士前期課程			
		博士後期課程			

【重要】

- ※ 郵送(簡易書留又はレターパック)で提出してください。
- ※ 申請者間公平性の確保から、上記期日を過ぎた場合は受付できませんので十分に注意してください。
また、指定された地区以外での申請も受付できません。(例 ×医学科1年生が昭和地区で申請)
- ※ 上記期間に提出が困難な場合は、事前提出も受付ます。
- ※ 大学からの問い合わせに迅速に対応できるよう、担当係の電話番号を登録しておいてください。

令和2年度 10月採用(給付型奨学金＋授業料等減免) 申 請 票

所属学部等		学科名等	
学籍番号		氏 名	

以下の項目は、申請のための大切な約束事項です。
内容を確認し、理解しましたら右のチェック欄に○を記入してください。↓

申請に必要な情報を、家族からよく聴き取った上で、必要書類を作成・収集します。 虚偽の申請内容が発覚した場合は、どのような不利益が生じてでも不服申立てを行いません。	
書類の作成及び大学への対応は誠実に行い、問い合わせがあった際には迅速に対応します。 また、問い合わせに対応するためにも、申請書類一式のコピーを行います。	
今後の授業料等減免に関する申請に当たっては、群馬大学ホームページ並びに教務システム のお知らせを確認します。	
新制度の授業料等減免は、「日本学生支援機構給付型奨学生採用」に基づき審査されます。 申請書類提出にあたっては、大学の指示に従って必要書類を準備・提出します。	

次の質問に答えてください。

本学における授業料免除申請歴の有無	「有」の場合、直近の申請時期
有 ・ 無	_____年度の、 前期 ・ 後期 分

選択肢は、該当する方に○を付してください。

授業料等減免申請書

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)

年 月 日

群馬大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、群馬大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が群馬大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

以下は該当する場合のみ提出してください。該当しない場合は、授業料等減免申請書 1 ページのみの提出となります。

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙 1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が 2 つ以上ある場合は、あわせて（別紙 2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙 3 の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙 1 ～ 3 の提出は不要です。）
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

(別紙 1)

申請者（本人）について

申請者 本人	国籍等	日本国 ・ 日本国以外		
		在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
			永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
			期在 限留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)
				(西暦) 年 月
	永住 意思 日本 に する	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		
	在学・履歴情報（通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について） ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。			
	学校名 (出身学校名)			
	卒業年月	年 月		
	あなたは、本学の1年次に入学しましたか。（編入学又は転学により本校の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。現在、専攻科に在学している場合は、「いいえ」を選んでください。）			
はい ・ いいえ				
(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)				
本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校へ入学した年月 (本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月)				
(西暦) 年 月				
本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校に在籍していた最終年月（本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、本科に入学した年月）				
(西暦) 年 月				
本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ありますか。（本校の専攻科の学生で本校の本科に通っていた場合は、別の学校にも在学していたことがあれば、「はい」を選んでください。）				
はい ・ いいえ				
(※) 「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。				

※ 給付型奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。	
	はい ・ いいえ	
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)	
	児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育	
日本学生支援機構奨学金の利用有無について		
※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。		
	奨学生番号	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏 名			
	現住所	(☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	平成31年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
平成31年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ			

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏 名			
	現住所	(☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			

※ 給付型奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

平成31年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ
平成31年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
---	----------

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者 （あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

(別紙2)

編入学・転学の履歴

本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

○ 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。

※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。）

※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

(別紙 3)

家計の急変に係る申告書

生計維持者 １	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者１の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。			
	☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 （上記でA～Dを選んだ人は記入してください）		(西暦) 年 月	
上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
<u>災害の内容</u> （該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）				
<u>申込時点での状況</u> ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難				
（上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください） <u>就労困難の理由</u> ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他 （ ）				

※ 給付型奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生計維持者2	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦) 年 月	
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）			
申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難				
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) <u>就労困難の理由</u> ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）				

※ 給付型奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

本人	氏名	
	家計急変の事由	
	本人の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ----- ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：B～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）	
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)	(西暦) 年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。	
	<u>災害の内容</u> （該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）	
	<u>申込時点での状況</u> ☐ 被災により就労困難 ☐ その他（ ）	
	(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください)	
	<u>就労困難の理由</u> ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）	

大学への修学支援の措置に係る学修計画書

申請者 氏名	フリガナ			
学籍番号・学部・学科・学年	学籍番号:	学部	学科	年

1. 学修の目的(将来の展望を含む。)

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の(1)から(3)を参考にしつつ、その内容を記述してください。(200～400 文字程度)

- (1) 将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の修得や資格を取得するため。
- (2) 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- (3) 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

This image shows a blank sheet of white paper designed for handwriting practice. It features a solid black vertical line on the left side, creating a narrow margin. The rest of the page is filled with evenly spaced, horizontal dashed lines for writing. There are no other markings, text, or illustrations on the page.

2. 学修の計画

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。(200～400 文字程度)

Handwriting practice lines with a solid top line, a dashed midline, and a solid bottom line.

裏面に続く

3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。 ☐ ①進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。 ☐ ②進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。
上記の①で「進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを記述してください。(200～400 文字程度)

注）記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。

以下、教職員記入欄

総合判定結果

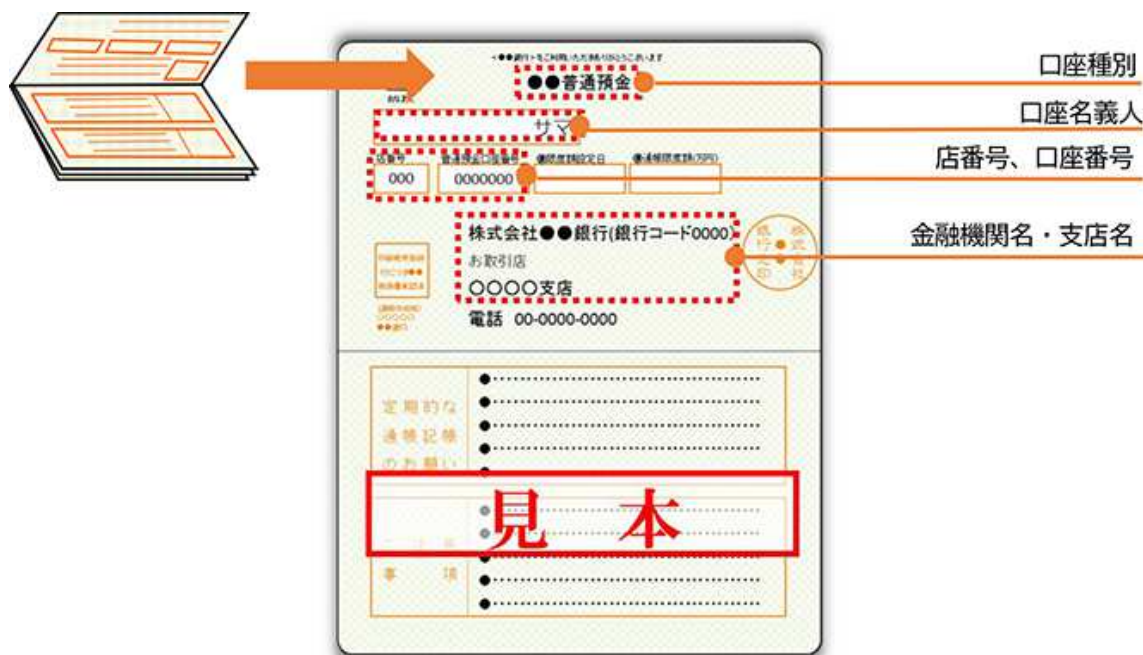
1.から 3.を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- ☐ 在学中の学修意欲等があると認められる。
- ☐ 在学中の学修意欲等があるとは認められない。

通帳のコピー

奨学金振込口座について

口座情報を受付で確認しますので、
通帳のコピー(1枚めくった箇所)を
提出してください。



	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

高等学校学業成績証明書

☐ 入学料・授業料免除
☐ 入学料徴収猶予

☐ 授業料徴収猶予

※該当する口に✓をしてください。

上記の申請に必要なため、下記について証明願います。

群馬大学 _____ 学部

氏 名 _____

記

高等学校全履修科目の学業成績

評定の平均値

評定	科目数	評定の計		
5	× ()	= ()	評定の平均値	.
4	× ()	= ()		
3	× ()	= ()		
2	× ()	= ()		
1	× ()	= ()		
合計	A ()	B ()		

上記のとおり証明します。

____年 ____月 ____日

学 校 名 _____

電 話 番 号 _____

学 校 長 名 _____ 印

※評定の平均値は、小数点以下第2位を四捨五入で記入し、厳封して本人へお渡しください。